

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-ビルクリーニング分野の基準について-」の一部改正について

令和3年2月19日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-ビルクリーニング分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P5	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準 【関係規定】 分野別運用方針(抜粋)	3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 ビルクリーニング分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者又はビルクリーニング分野の第2号技能実習を修了した者とする。 (1)技能水準(試験区分) 「ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験」 (2)日本語能力水準 「日本語能力判定テスト(仮称)」又は「日本語能力試験(N4以上)」	3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 ビルクリーニング分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者又はビルクリーニング分野の第2号技能実習を修了した者とする。 (1)技能水準(試験区分) 「ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験」 (2)日本語能力水準 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」
2	P9	第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基	○ なお、ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会についての問合せ先は次のとおりです。	○ なお、ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会についての問合せ先は次のとおりです。

		準	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課 TEL:03-5253-1111(内線:2929)	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課 TEL:03-5253-1111(内線:2432)
3	分野 参考様式 第2-1号	1枚目	<p>分野参考様式第2-1号</p> <p>ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書</p> <p>出入国在留管理庁長官 殿</p> <p>特定技能所属機関 氏名又は名称 住 所 特定技能外国人 氏 名 性 別 国籍・地域 生 年 月 日</p> <p>記</p> <p>ビルクリーニング分野において上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【誓約事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、建築物内部の清掃であること。</li> <li>特定技能雇用契約において1号特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。</li> <li>建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号に規定する事業又は第8号に規定する事業の登録を受けた営業所において、特定技能外国人を受け入れること。</li> <li>厚生労働大臣が設置するビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること、又は、1号特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、1号特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。</li> <li>協議会に対し、必要な協力を行うこと。</li> <li>ビルクリーニング分野への特定技能外国人の受入れに関し、厚生労働大臣が行う必要な調査、指辨、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこと。</li> </ol> </div> <p>(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">作成年月日                  年    月    日</p> <p style="text-align: right;">作成責任者                                  ⑩</p>	<p>分野参考様式第2-1号</p> <p>ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書</p> <p>出入国在留管理庁長官 殿</p> <p>特定技能所属機関 氏名又は名称 住 所 特定技能外国人 氏 名 性 別 国籍・地域 生 年 月 日</p> <p>記</p> <p>ビルクリーニング分野において上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【誓約事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、建築物内部の清掃であること。</li> <li>特定技能雇用契約において1号特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。</li> <li>建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号に規定する事業又は第8号に規定する事業の登録を受けた営業所において、特定技能外国人を受け入れること。</li> <li>厚生労働大臣が設置するビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること、又は、1号特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、1号特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。</li> <li>協議会に対し、必要な協力を行うこと。</li> <li>ビルクリーニング分野への特定技能外国人の受入れに関し、厚生労働大臣が行う必要な調査、指辨、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこと。</li> </ol> </div> <p>(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">作成年月日                  年    月    日</p> <p style="text-align: right;">作成責任者</p>